

☆ 西都市に転入をされた方へ ☆

※転入の際に以下の要件に該当される方は、手続きをされますようご案内いたします。

対 象 者	手 続 き	手続きに必要なもの	担 当 窓 口
マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	裏面に新住所を記載します。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・免許証	(2番窓口) 市民課 戸籍住民係
国民年金(第1号被保険者)に加入 予定の方(海外からの転入など)	国民年金の加入の手 続きが必要です。	・住民異動届の写し ・年金手帳 ・本人確認ができるもの	(1番窓口) 市民課 年金係
国民健康保険に加入される方 (現在、社会保険・共済保険に加入 されていない方)	国民健康保険被保険 者証を交付します。	・住民異動届の写し ・本人確認ができるもの	(9番窓口) 健康管理課 国保高齢者医療係
転入前の住所地市町村で、後期高齢者 医療被保険者証をお持ちだった方	後期高齢者医療被保 険者証を交付しま す。	・被保険者証 ・前住所地で発行された 負担区分等証明書など	
妊婦または小学校就学前のお子さん がいる方	各種健診・予防接種 等についてご案内し ます。	・母子健康手帳	(8番窓口) 健康管理課 健康推進係
要介護認定を受けている方	要介護認定申請(転入 継続)をして下さい。	・介護保険受給資格証明書	(10番窓口) 健康管理課 介護保険係
転入前の住所地市町村で、児童手当・ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費 助成を受けられていた方	転入日の翌日から15 日以内に、手続きを してください。	☆担当課(係)にお尋ねく ださい。	(11番窓口) 福祉事務所 子育て支援係
中学校就学までのお子さん がいる方	子ども医療費助成の 手続きが必要です。	・健康保険証 (お子さんのもの) ・印鑑	
身体障害者手帳をお持ちの方	住所変更の手続きが 必要です。	・身体障害者手帳 ・印鑑	(12番窓口) 福祉事務所 障害福祉係
(身体障害者手帳の1・2級をお持ち の方)	重度障害者医療助成 の手続きができま す。	(上記に加え) ・健康保険証 ・預金通帳 ・所得課税証明書	
療育手帳をお持ちの方	住所変更の手続きが 必要です。	・療育手帳 ・印鑑	
(療育手帳のAをお持ちの方)	重度障害者医療助成 の手続きができま す。	(上記に加え) ・健康保険証 ・預金通帳 ・所得課税証明書	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更の手続きが 必要です。	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑	
自立支援医療(精神通院)を受けられ ている方	住所変更の手続きが 必要です。	・受給者証 ・健康保険証 ・印鑑	
(県外からの転入の方)		(上記に加え) ・所得課税証明書	
特別児童扶養手当、特別障害者手当、 障害児福祉手当を受けられている方	住所変更の手続きが 必要です。	・住民異動届の写し ・印鑑	
(県外からの転入の方)		・前住所地市町村で発行さ れた証書 ・所得課税証明書 ・通帳	

裏面に続きます→

対 象 者	手 続 き	手続きに必要なもの	担 当 窓 口
市立小・中学校に転入される方	市教育政策課及び学校のそれぞれで手続きが必要です。	・住民異動届の写し ・印鑑	(31番窓口) 教育委員会
原付バイク等（125cc以下）もしくは乗用型の農耕車をお持ちの方	西都市のナンバープレート交付手続きが必要です。	・現在お持ちのナンバープレート ・車輛の車台番号等が確認できるもの	(5番窓口) 税務課 市民税係
軽自動車（車検証のあるもの）をお持ちの方	車検証の住所変更手続きが必要です。	☆担当課（係）にお尋ねください。	
農業者年金に加入中または加入されていた方 農業者年金を受給されている方	農業者年金の住所の変更手続きが必要です。	・住民異動届の写し ・印鑑 ・本人確認ができるもの	(24番窓口) 農業委員会 農政係
犬を飼っている方	登録事項の変更手続きをしてください。	・前住所地で交付された鑑札 ・狂犬病予防注射済票	(22番窓口) 生活環境課 環境保全係
西都市営の水道を使用される方	電話で連絡をしてください。	・印鑑	(西庁舎) 上下水道課 営業係 ☎ 43-1325
（茶臼原周辺地区は、一ツ瀬企業団の管理となっています。）	使用開始届ハガキを投函してください。		一ツ瀬企業団 ☎ 35-1381
下水道に接続されている家で、井戸水を使用される方	使用開始届を届出してください。		(西庁舎) 上下水道課 下水道工務係 ☎ 43-1326

※詳しくは担当課にお尋ねください。

※上下水道課は、西都児湯医療センターの向かい（市役所西庁舎）です。

西都市役所

☎ 0983-43-1111